

# 津和野町木造住宅耐震化等促進事業について

木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に補助があります。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では多くの方が犠牲となり、その亡くられた方の大半は建物の倒壊による圧迫死・窒息死によるものとされています。

津和野町においては、このような被害が発生しないように木造住宅の耐震化を図ることにより、『地震に強い安全なまちづくり』のため、『木造住宅の耐震診断、耐震改修工事にかかる費用の一部を補助する事業』を行っています。

## ○補助の対象となる住宅の要件

### 木造住宅の耐震診断

津和野町内にある<sup>※1</sup>木造住宅のうち、下記要件のすべてを満たさなければ対象となりません。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅。
- ② 階数が2階以下の一戸建て住宅、<sup>※2</sup>併用住宅、長屋建て住宅又は共同住宅。
- ③ 事業実施後も継続して居住する住宅。
- ④ <sup>※3</sup>耐震診断の結果、上部構造評価が「倒壊する可能性がある」レベルである1.0未満と判断されたもの。（耐震診断による評価書等が必要です。）

※1 柱、梁等の主要構造部が木造(木造以外と混構造のものを除く。)の住宅に限ります。

※2 併用住宅は延べ床面積の1/2以上を居住用途に使用しているものに限ります。

※3 (一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は、精密診断法により耐震診断技術者(島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登載されている者及びこれと同等の技術を有している者をいう。)が木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。

### 木造住宅の耐震改修

津和野町内にある木造住宅のうち、下記要件のすべてを満たさなければ対象となりません。

- ① 耐震診断の要件である4項目をすべて満たしていること。
- ② 耐震診断で上部構造評価が1.0未満の住宅を<sup>※1</sup>1.0以上に向上させるための改修。

※1 構造計算書等により証明が必要です。

## ○補助の補助対象者

下記の要件をすべて満たさなければ補助対象者となれません。

- ① 津和野町に居住する者。
- ② 補助対象住宅の所有者または固定資産税の納税義務者で、国、地方公共団体または独立行政法人でない者。
- ③ 共有名義の木造住宅の場合は、共有者全員の合意により選出された者。
- ④ 町税等を滞納していない者(同一世帯全員)。

## ○補助の対象となる費用

- ① 耐震診断に要する費用。
- ② 耐震改修に要する費用。

裏面に続きます。

## ○補助金額について

### 耐震診断

- 補助金額は、対象となる費用の2/3以内で、上限は90,000円/棟です。
- ※ 対象となる費用のうち、2/3以内が補助金、残額(約1/3)は自己負担となります。
- ※ 補助金額は千円未満を切り捨てた額となります。

補助金計算の例（工事費が165,000円の場合）

補助金：165,000円×2/3=110,000円 → 上限額以上なので**90,000円**の補助

個人負担：165,000円－90,000円=**75,000円**

### 耐震改修

- 補助金額は、対象となる費用の100分の23以内で、上限額は800,000円/棟です。
- ※ 対象となる費用のうち、100分の23以内が補助金、残額が自己負担となります。
- ※ 補助金額は千円未満を切り捨てた額となります。

補助金計算の例（工事費が3,850,000円の場合）

補助金：3,850,000円×23/100=885,500円

→上限額以上なので、**800,000円**の補助

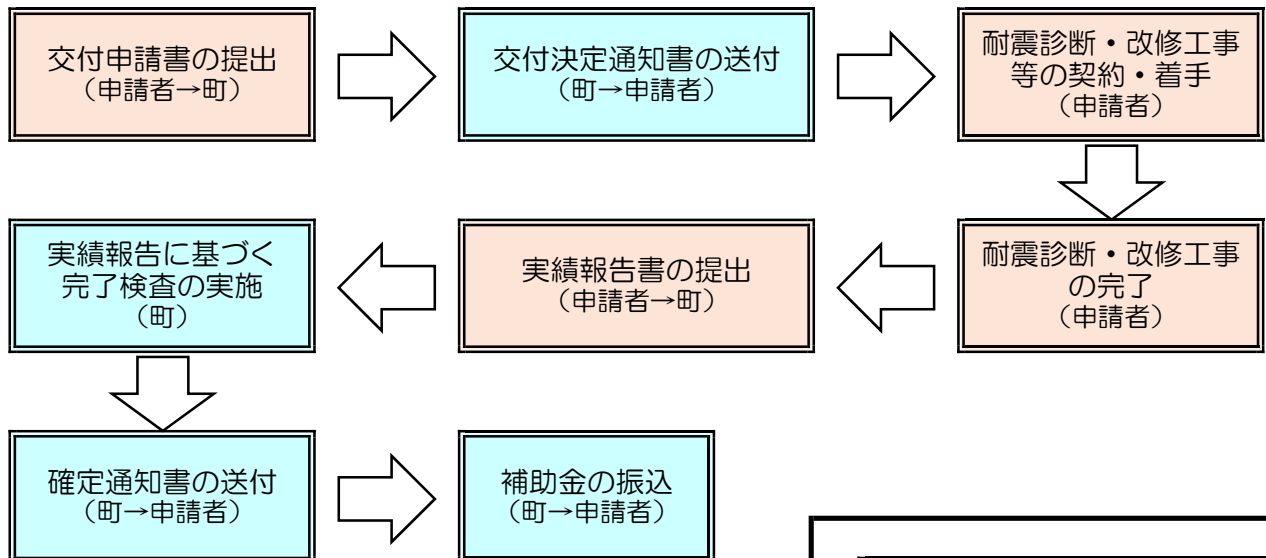
個人負担：3,850,000円－800,000円=**3,050,000円**

## ○申請を行う際の注意事項

- ① 申請の期限は8月下旬までです。補助を希望される場合はまず相談ください。
- ② 申請前に事前相談をお願いします。（事業対象となるか確認を行います。）
- ③ 申請は、工事契約前に申請をしてください。事後申請は補助の対象になりません。
- ④ 年度をまたぐ工事は事業対象となりません。

## ○申請の流れ

- 申請の流れは下記のとおりです。



※交付決定通知後に工事内容等に変更が生じた場合は、建設課へ必ずご相談ください。補助金に変更が生じる場合がありますので、必ずご連絡ください。

お問い合わせ先

津和野町役場 建設課

電話：0856-74-0081